

2019年度 岩手県医師国民健康保険組合の保険料額表

第1種組合員	2019年度 月額		+	介護納付金賦課額 ※2 (40歳以上65歳未満の方) 5,400円
	基礎賦課額平等割額	25,500円		
	基礎賦課額所得割額 ※1	(前年度課税標準額の) 1000分の4÷12		
	後期高齢者支援金等賦課額	4,600円		
保険料額合計		30,100円+所得割		

第1種家族	2019年度 月額		+	介護納付金賦課額 ※2 (40歳以上65歳未満の方) 5,400円
	基礎賦課額均等割額	11,000円		
	後期高齢者支援金等賦課額	4,600円		
保険料額合計		15,600円		

第2種組合員	2019年度 月額		+	介護納付金賦課額 ※2 (40歳以上65歳未満の方) 5,400円
	基礎賦課額平等割額	13,500円		
	後期高齢者支援金等賦課額	4,600円		
保険料額合計		18,100円		

第2種家族	2019年度 月額		+	介護納付金賦課額 ※2 (40歳以上65歳未満の方) 5,400円
	基礎賦課額均等割額	3,500円		
	後期高齢者支援金等賦課額	4,600円		
保険料額合計		8,100円		

後期高齢者組合員基礎賦課額 (75歳以上の組合員)	2019年度 月額
	4,500円

- ※1 2019年度の第1種組合員の所得割額は前年度における住民税の課税標準額に1,000分の4を乗じ、12で除して得た額。ただし、課税標準額が8,000万円を超える場合は8,000万円とし、算出額の100円未満は切り捨てます。(月最高額 26,600円。)
- ※2 介護納付金賦課額は、介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)に賦課されます。65歳以上の介護保険第1号被保険者は市町村に直接納付となります。

岩手県医師国民健康保険組合